

## 甲府都市計画地区計画の決定（甲府市決定）

都市計画機械金属工業団地（１）地区地区計画を次のように決定する。

名 称		機械金属工業団地（１）地区地区計画	
位 置		甲府市落合町、下鍛冶屋町、西油川町の各一部	
面 積		約 2. 6 h a	
地区計画の目標		本地区は、甲府市の中心市街地から約 6 k m 南東に位置し、市内の住工混在の解消及び工業生産の効率化を図るために工業団地の形成がされている。今後、良好な工業団地の環境の創出と保全を図るために、無秩序な用途の混在による工業環境の悪化を防止し、地区の敷地の細分化による建築物の過密化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を図り、良好な生産環境を形成し保持することを目標とする。	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	工業団地としての発展を計画的に行うために、生産活動及び周辺住宅地に及ぼす影響を考慮し、工業系の用途を主体とした秩序ある低層の土地利用を誘導し、適正かつ合理的に土地を利用し良好な地区環境を形成保持する。	
	地区施設の整備の方針	本敷地の適正かつ合理的な土地利用を図るため、甲府市道小瀬落合 2 号線（幅員 6. 3 m）及び甲府市道機械金属工業団地 1 号線（幅員 1 0. 0 m）は整備済みである。	
	建築物等の整備の方針	良好な工業生産環境を創出し保持するため、建築物の用途の制限、容積率・建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度並びに景観上、防災上等の配慮により、かき又はさくの構造の制限を行う。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の用途に限り建築できるものとする。 ①工場、②事務所、③倉庫、④車庫
		建築物の容積率の最高限度	2 0 0 %
		建築物の建ぺい率の最高限度	6 0 %
		建築物の敷地面積の最低限度	2, 0 0 0 m <sup>2</sup>
		壁面の位置の制限	2 m
		建築物等の高さの最高限度	1 3 m
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	周辺の環境及び景観との調和が図られるように配慮する。
		建築物の緑化率の最低限度	5 %
かき又はさくの構造の制限	開放的なフェンス又は生垣とする。 なお、フェンス設置の場合は、基礎部分のコンクリート・ブロックの地盤からの高さが 0. 6 m 以下とする。 ただし、門の部分にあってはこの限りでない。		

「区域は計画図表示のとおり」

### 理由

本計画は、都市計画法による開発行為として許可を受けた工業団地において、工業団地の良好な環境の創出と保全を目指し区域の整備・開発及び保全の方針や建築物等に関する計画を定めるものである。